平成 26 年6月 27 日

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全 国 保 育 協 議 会

全国保育士会

現在、国において幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書が作成されていますが、新たな施設類型におきましても子どもの健やかな育ちが保障されるために、次のことを盛り込まれますよう要望いたします。

### 【第1章 「総則」について】

- 1. 子どもの最善の利益についての説明を加筆いただきたい。
- 2. 保育は養護と教育が一体となって展開されるものであり、保育には教育が含まれている ことを十分に説明していただきたい。
- 3. 子どもの教育は3歳から始まるとの誤解や、学校教育が保育の上位にあるという誤った概念形成につながらないよう、明確な説明を盛り込んでいただきたい。
- (第1「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標」について)
- 4. 教育及び保育の基本(1)(2)の事項に書かれている保育(養護と教育)が基盤となり、いわゆる学校教育へと連続して繋がっていくものであり、学校教育が先にありきではありません。乳幼児の場合は生活をまるごとみることが必要であり、そこでは養護面と教育面が一体となって総合的に営まれるという保育の視点が重要であることを明記していただきたい。
- (第2 「教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成」について)
- 5. 乳幼児期の子どもについては、子どもの発達の特性や過程を理解し、保育していくことが求められることから、保育所保育指針にある子どもの発達過程についての説明を盛り込んでいただきたい。
- 6. 「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」「教育課程」「指導計画」の関係性が 規定されておらず分かりにくい。全体的計画の作成と教育課程の編成との関係などに ついて記載していただきたい。
- (第3 「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」について)
- 7. 「生命の保持」「情緒の安定」を図るために行われる「養護」について、保育所保育指 針の「養護に関わるねらい及び内容」を参考に、十分な説明をしていただきたい。

## 【第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」について】

- 8. 主として教育に関わるねらい及び内容が記述してあるが、乳幼児が対象であるので、 養護のねらいとその内容は必ず記載していただきたい。
- (第1 「ねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現」について)
- 9. 健康・人間関係・環境・言葉・表現の 5 領域については、3 歳以上児のみに適用との誤解を招かないようにしていただきたい。
- (第2 「保育の実施上の配慮事項」について)
- 10. 乳幼児の人格形成において重要な「愛着関係」について、説明を盛り込んでいただきたい。

## 【第3章 「指導計画作成に当たって配慮すべき事項」について】

11. 一号認定・二号認定・三号認定とさまざまな利用形態があることや、生活及び学びや 発達の連続性の確保、保護者との協働意識の醸成のため、保育の個別計画を策定 すべきであることを盛り込んでいただきたい。

### (第1 「一般的な配慮事項」について)

- 12. 実際に計画を立てる時に充分な示唆を得ることができるよう、具体的な計画策定の手順等を盛り込んでいただきたい。
- 13.「一般的な配慮事項」と「特に配慮すべき事項」との違いが分かりづらい。十分に解説していただきたい。
- (第2 「特に配慮すべき事項」について)
  - 14. 保護者支援、地域の子育て支援について、具体的な解説を盛り込んでいただきたい。
  - 15. 特別に配慮を要する園児について、子どもだけではなく、保護者への支援、地域関係者との連携が必要なことについて、具体的な解説を盛り込んでいただきたい。

# 【その他】

- 16. 保育所保育指針では、職員の資質の向上に関する記載があるが、そのことについては、 本解説書においても、同様の事項について記載していただきたい。
- 17. 保育所保育指針解説書の序章には、経緯・背景・要点が示されているが、本解説書においても、同様の事項について記載していただき、その性格や意図するところを分かりやすくしていただきたい。